

雄武町オホーツク紋別空港 利用促進助成金の申請方法について

令和8年5月19日（火）から、ANAの国内線予約・搭乗に関するシステムが新しくなりました。これに伴い「雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成制度」において、申請書への記載方法が一部変更になりましたのでお知らせします。

なお、申請書につきましては、旧様式でも、該当箇所を修正のうえ、引き続きご利用可能です。

搭乗者氏名について

航空券の予約画面や、eチケットお客様控えに表示されているローマ字の氏名についても併せてご記入ください。

記載例) 氏名：雄武 太郎 / TARO OUMU

確認番号の取り扱い終了

「確認番号（9桁）」の取り扱いが終了するため、以下のとおりご対応ください。

・事前に「搭乗証明書」を取得のうえ申請書に添付

「搭乗証明書」は、ANAのアプリやウェブサイトから印刷するか、空港、ANA案内センターなどで取得してください。

・申請書に「航空券番号（数字13桁）」を記入

「航空券番号」は、予約後および支払い完了のメール案内、eチケットお客様控えなどに記載されています。

申請手続きについて

申請先 役場総合政策課地域経営係

- 必要なもの
- ・搭乗証明書（航空券番号で搭乗が確認できない場合）
 - ・住所が明記された公的身分証明書（マイナンバーカードなどの写し）
 - ・通帳またはキャッシュカードの写し

※申請者・搭乗者・振込口座名義が異なる場合は、関係を証明できる公的な書類、または受領委任状を添付

申請期限 搭乗日から60日以内

問総合政策課地域経営係

国民健康保険税が変わります 税率の改正・賦課限度額の引き上げ

改正1 税率の改正

税率改正の背景

国民健康保険制度は北海道が財政運営の責任主体となり、市町村と協力して制度を運営しています。北海道が医療費を全額補填する代わりに、市町村は北海道に事業費納付金を納付することになり、事業費納付金に必要な財源は国民健康保険税になります。

北海道においては国の方針などに基づき、**令和12年度から統一保険税（全道どこに住んでいても同じ所得や世帯構成であれば保険税は同額）**の運営方針が出されており、事業費納付金を納付するために保険税率などを令和12年度までに見直しを行うものであり、毎年度改正する予定です。

また、令和8年度から子ども子育て支援分が新たに創設され、資産割が廃止になります。

改正内容		令和7年度	令和8年度
医療保険分	所得割	6.0%	6.5%
	資産割	10.0%	—
	均等割	27,000円	28,000円
	平等割	28,000円	29,000円
後期高齢者支援分	所得割	2.5%	2.5%
	資産割	3.0%	—
	均等割	9,000円	9,000円
	平等割	9,000円	9,000円
介護保険分 40～64歳の方のみ	所得割	1.5%	2.0%
	均等割	10,000円	10,000円
	平等割	8,000円	8,000円
子ども子育て支援分	所得割	—	0.29%
	均等割	—	1,100円
	平等割	—	1,000円

改正2 賦課限度額の引き上げ

国民健康保険税における負担の適正化を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、賦課限度額を引き上げます。

区分	限度額引き上げ前	限度額引き上げ後	増減額
医療分	66万円	67万円	1万円増
後期分	26万円	26万円	変更なし
介護分	17万円	17万円	変更なし
子ども子育て支援分	—	3万円	3万円増
合計	109万円	113万円	4万円増

問地域福祉課保険給付係